

令和2年8月6日

電気用品安全法の遵守に係る嚴重注意を行いました

関東経済産業局は、慧光株式会社(以下「同社」という。)(法人番号010801021145)が輸入・販売したエル・イー・ディー・ランプ(型式 SL-10WZ-D)について、電気用品安全法(以下「同法」という。)で定める技術基準適合義務(同法第8条第1項)に違反していたため、令和2年8月6日付けで、同社に対し同法の遵守に係る嚴重注意を行い、改善措置と再発防止の徹底を指導しました。

当該商品の使用者に対し、同社が実施している無償交換に応じていただくよう呼びかけるものです。

1. 経緯

経済産業省が実施した電気用品試買テストの結果、同社が輸入・販売したエル・イー・ディー・ランプ(型式 SL-10WZ-D)について、同法で定める技術基準適合義務(同法第8条第1項)に違反し、ランプカバーを手で容易に外すことができ、器体内部の充電部に手が触れ、感電の危険につながる可能性があるなどの技術基準の要求を満たしていなかったことから、令和2年8月6日付けで、同社に対し、関東経済産業局長名で嚴重注意を行い、改善措置と再発防止の徹底を指導しました。

同社のホームページ上で無償交換を周知・実施しています。

なお、既販売製品においては、現時点での技術基準違反に起因する感電等の事故の報告はありません。

2. リコール対象品

製品名：「エル・イー・ディー・ランプ」(SL-10WZ-D)

販売期間：令和元年6月～令和2年2月

販売台数：360台

販売方法：インターネット等による販売

3. 回収等に関する問合せ先

事業者名：慧光株式会社

https://www.led-ekou.com/shop/user_data/re_sl-10wz-d.php

住所：東京都大田区北馬込 2-32-9

電話：03-6904-0168（受付時間 9:00～17:00（平日のみ））

4. 消費者の皆様への注意喚起

慧光株式会社等からエル・イー・ディー・ランプ（SL-10WZ-D）を購入された方は、無償交換を実施していますので、安全確保のため、速やかに上記の問合せ先へ御連絡下さい。



梱包箱に貼付された表示

（本発表資料のお問合せ先）

関東経済産業局産業部

消費経済課長 江口 正剛

担当者：富士森・野村

電話：048-600-0409（直通）

FAX：048-601-1291